



ひとりぼっち ゼロ PROJECT

ニュース No.71
2025. 3. 1

旧優生保護法裁判 最高裁判決を受けて

「新たな補償を着実に届けていく！」 -石破首相、原告らに直接謝罪-

1月17日(火) 首相官邸

優生保護法のもと、不妊手術などを強制された被害者に対して、国が補償する法律が令和7年1月17日に施行されました。これに合わせ、石破首相は原告らと面会し、直接謝罪しました。石破首相は「個人の尊厳を蹂躪(じゅうりん)する人権侵害を二度と起こしてはならない」とした上で、「新たな補償を着実に届けていく」と述べました。

岸田首相のときは首相官邸に、約130名の被害者、弁護団、支援者が面会しましたが、今回は人数制限があり、介助者や手話通訳者を含め28名の面会となりました。限られた時間でしたが、石破総理は「原告の中で仮名の方が何人もおられる。実名が出せないということは、社会の差別や偏見が今なお大きいということ、それを受け止めたい」と述べ、被害者皆に補償が届くよう力を尽くすこと、政府として障害者などへの差別や偏見をなくすための取り組みを進める考えを示し、最後には参集した一人ひとりと握手を交わしました。

また今後、昨年締結した『基本合意書』に基づき、三原こども家庭庁大臣を筆頭に、継続的・定期的な協議によって具体的な検討を進めていくとしました。

そのあと記者会見が行われ「首相の言葉に、政府のやる気を見た」といった評価が示されました。

3月には第1回目の定期協議が始まります。(橋詰・谷口)



県内で初めての申請！

1月22日(水)兵庫県庁



1月17日に国の補償法が施行されたことを受けて、中絶手術の被害を受けた県内の80代の聞こえない女性、目黒すみれさん(仮名)が一時金の申請をしました。

今回の申請は公開で行われ申請後には兵聴協理事、弁護士らとともに記者会見があり目黒さんは「手術の記憶はずっと残っていて辛かった、人に知られたくないと思っていたが申請出来て嬉しい、補償法のことを知らない人にも是非申請してほしい。」と呼びかけました。そして、兵聴協から申請の受付や相談窓口は兵庫県の健康増進課内となっているが、県までは遠くてみんなが行けない。県民局や身近な市町の窓口でも対応できるようにしてほしいと訴えがあり、県は希望があればできる限り地域に出向いて対応したいとしました。

兵庫県旧優生保護法専用相談窓口 FAX:078-362-3913 電話:078-362-3439
請求手続きを弁護士が無料でサポートする制度も始まっています、併せてご相談ください

優生裁判の勝利は終わりではなく、優生思想根絶に向けた始まりです！

優生保護法による手術で被害を受けた全ての人に補償金や一時金の情報が届き、勇気を出して申請できるように、優生保護法に関する学習・啓発活動や映画上映会を引き続き開催し、学んだことを周りの人に広げ、人権回復の取り組みを進めましょう。

映画『沈黙の50年』

これからも県下各地域で

上映会の計画をしてください！

「沈黙の50年」上映に関するお問合せ先

chinmoku50.m@gmail.com

<連絡先> きこえない人のひとりぼっちをなくそう PROJECT E-mail : hitoribotch_0@yahoo.co.jp